

アクションプランの実効性確保

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

アクションプランの実効性確保の記載内容①（案）

南海トラフ地震APにおける実効性確保の記載内容

1 重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組

あらかじめ定められた組合せの重点受援県と即時応援道県等との間において、以下のような取組を行う。

- ・ 「南海トラフ地震現地調整会議準備会」の開催による定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 支援対象業務の確認（避難所運営、罹災証明関係以外）、オンラインによる遠隔支援の検討、実証等。
- ・ 重点受援県及び即時応援道県等がそれぞれあらかじめ用意しておくべき装備、物資等の検討。
- ・ 被災地域ブロック幹事都道府県との役割分担の確認。
- ・ 重点受援県内の現地視察（県庁、管内市区町村の役場、指定避難所、公共施設、主要道路等）。
- ・ 重点受援県の県庁から管内市区町村への進出経路、交通手段等の検討。
- ・ 避難所マニュアルの確認、改善（特に高齢者、子ども、女性等への配慮、女性職員の派遣等）
- ・ 半割れ、一時割れなど後発地震に備える必要がある場合の受援・応援のあり方の検討。

首都直下地震APにおける実効性確保の記載内容（案）

1 受援都県と即時応援道府県等との間における平時からの取組

あらかじめ定められた組合せの受援都県と即時応援道府県等との間において、以下のような取組を行う。

- ・ 「首都直下地震現地調整会議準備会」の開催による定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 支援対象業務の確認（避難所運営、罹災証明関係以外）、オンラインによる遠隔支援の検討、実証等。
- ・ 受援都県及び即時応援道府県等がそれぞれあらかじめ用意しておくべき装備、物資等の検討。
- ・ 被災地域ブロック幹事都道府県との役割分担の確認。
- ・ 受援都県の現地視察（都県庁、管内市区町村の役場、指定避難所、公共施設、主要道路等）。
- ・ 受援都県の都県庁から管内市区町村への進出経路、交通手段等の検討。
- ・ 避難所マニュアルの確認、改善（特に高齢者、子ども、女性等への配慮、女性職員の派遣等）
- ・ 首都圏特有の課題（昼夜間人口差、帰宅困難者対応、外国人対応、高層住宅居住者対応等）への対応方針。
- ・ 液状化、木密地域の火災等が生じた場合の対応方針。

アクションプランの実効性確保の記載内容②（案）

南海トラフ地震APにおける実効性確保の記載内容

2 重点受援県における平時からの取組

主に重点受援県において、以下のような取組を行う。

- ・ 管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 重点受援県及び管内市区町村における受援体制の構築（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた受援計画の見直し、改善等）。
- ・ 応援職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る県内の公共施設、ホテル、民宿等の把握、リスト化及び即時応援道県等への共有。
- ・ 管内市区町村があらかじめ用意しておくべき装備等の検討。
- ・ 管内市区町村に派遣する情報連絡員（リエゾン）の事前のリスト化。
- ・ 地域G A D M等の育成及び登録の促進。
- ・ 被害想定に基づく管内市区町村の応援ニーズの推計、即時応援道県等への共有等。
- ・ 県内応援の可能性の検討。
- ・ 管内市区町村が締結している個別の災害時相互応援協定等の把握及び発災時における応援元の市区町村の対応方針の確認（個別の災害時応援協定を優先するか、南海トラフ地震アクションプランに基づく確保調整本部からの派遣調整を優先するか等）。

首都直下地震APにおける実効性確保の記載内容（案）

2 受援都県における平時からの取組

主に受援都県において、以下のような取組を行う。

- ・ 管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 受援都県及び管内市区町村における受援体制の構築（本アクションプランを踏まえた受援計画の見直し、改善等）。
- ・ 応援職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る県内の公共施設、ホテル、民宿、キャンピングカーの停車場等の把握、リスト化及び即時応援道府県等への共有。
- ・ 管内市区町村があらかじめ用意しておくべき装備等の検討。
- ・ 管内市区町村に派遣する情報連絡員（リエゾン）の事前のリスト化。
- ・ 地域G A D M等の育成及び登録の促進。
- ・ 被害想定に基づく管内市区町村の応援ニーズの推計、即時応援道府県等への共有等。
- ・ 都県内応援の可能性の検討。
- ・ 管内市区町村が締結している個別の災害時相互応援協定等の把握及び発災時における応援元の市区町村の対応方針の確認（個別の災害時応援協定を優先するか、本アクションプランに基づく確保調整本部からの派遣調整を優先するか等）。
- ・ 首都圏特有の課題（昼夜間人口差、帰宅困難者対応、外国人対応、高層住宅居住者対応等）への対応方針。
- ・ 液状化、木密地域の火災等が生じた場合の対応方針。

アクションプランの実効性確保の記載内容③（案）

南海トラフ地震APにおける実効性確保の記載内容

3 即時応援道県等における平時からの取組

主に即時応援道県等において、以下のような取組を行う。

- ・ 管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 応援体制の構築（南海トラフ地震アクションプランを踏まえた応援計画の見直し、改善等）。
- ・ 重点受援県に派遣する総括支援チーム及び情報連絡員の事前のリスト化（優先順位付け）。
- ・ GADM（管内市区町村の職員含む）の育成及び登録の促進。
- ・ 即時応援道県等から重点受援県への進出経路の確認。
- ・ 管内市区町村が締結している個別の災害時応援協定の把握及び発災時における管内市区町村の対応方針の確認（個別の災害時応援協定を優先するか、南海トラフ地震アクションプランに基づく確保調整本部からの派遣調整を優先するか等）。

首都直下地震APにおける実効性確保の記載内容（案）

3 即時応援道府県等における平時からの取組

主に即時応援道府県等において、以下のような取組を行う。

- ・ 管内市区町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 応援体制の構築（本アクションプランを踏まえた応援計画の見直し、改善等）。
- ・ 受援都県に派遣する総括支援チーム及び情報連絡員の事前のリスト化（優先順位付け）。
- ・ GADM（管内市区町村の職員含む）の育成及び登録の促進。
- ・ 即時応援道府県等から受援都県への進出経路の確認。
- ・ 管内市区町村が締結している個別の災害時応援協定の把握及び発災時における管内市区町村の対応方針の確認（個別の災害時応援協定を優先するか、本アクションプランに基づく確保調整本部からの派遣調整を優先するか等）。

アクションプランの実効性確保の記載内容④（案）

南海トラフ地震APにおける実効性確保の記載内容

4 被害確認後応援都府県等における平時からの取組

被害確認後応援都府県等については、応援編成計画であらかじめ組合せが決まっているわけではないものの、多くの地域ブロックにおいて災害時相互応援協定等が締結され、災害発生時における地域ブロック内での応援・受援の組合せが定められているケースも見られることから、平時から地域ブロック内で実効性確保のための取組を進めることが望ましい。

上記 1、2 及び 3 を参考に、地域の実情を踏まえ主体的に取組を進める。

首都直下地震APにおける実効性確保の記載内容（案）

4 被害確認後応援県における平時からの取組

被害確認後応援県については、応援編成計画であらかじめ組合せが決まっているわけではないものの、**発災後、県外への応援が可能な場合には、確保調整本部において受援都県に対する応援班の派遣を調整することとなる。**また、多くの地域ブロックにおいて災害時相互応援協定等が締結され、災害発生時における地域ブロック内での応援・受援の組合せが定められているケースも見られることから、平時から地域ブロック内で実効性確保のための取組を進めることが望ましい。

上記 1、2 及び 3 を参考に、地域の実情を踏まえ主体的に取組を進める。

5 受援都県同士の平時からの取組（新規）

【趣旨】

受援都県の 4 都県における地理的な近さ、人口流動の多さを考慮すると、共通した課題も多いことが推測されることから、定期的に 4 都県で会議を開催し、それぞれの現地調整会議準備会の進捗状況や課題の共有、意見交換などを行ってはどうか。

アクションプランの実効性確保の記載内容⑤（案）

南海トラフ地震APにおける実効性確保の記載内容

5 応援体制及び受援体制に関する補足

(1) 応援体制の構築において検討すべきことの例

- ・ 応急期に派遣可能な職員数の検討（例えば、即時応援道県等の職員数の一定割合を目安とする等）。
- ・ 先遣隊（総括支援チーム）、応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）、後方支援班、統括班等各班の編成構築。
- ・ 防災・危機管理担当部署以外の部署からの動員に関する合意形成、周知等。
- ・ 応援マニュアルの策定等。

(2) 受援体制の構築において検討すべきことの例（主に重点受援県内市区町村）

- ・ 庁内全体の受援担当の指定。
- ・ 災害対応業務の洗い出し、優先順位の検討及び受援対象業務の整理。
- ・ 各業務のマニュアル化、各業務の受援担当者の指定。
- ・ 民間（ボランティア、NPO法人、物流事業者等）との関係構築、業務委託等に関する協定締結等。
- ・ 応援職員派遣職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る公共施設、ホテル、民宿等の把握、リスト化。

首都直下地震APにおける実効性確保の記載内容（案）

6 応援体制及び受援体制に関する補足

(1) 応援体制の構築において検討すべきことの例

- ・ 応急期に派遣可能な職員数の検討（例えば、**即時応援道府県等**の職員数の一定割合を目安とする等）。
- ・ 先遣隊（総括支援チーム）、応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）、後方支援班、統括班等各班の編成。
- ・ 防災・危機管理担当部署以外の部署からの動員に関する合意形成、周知等。
- ・ 応援マニュアルの策定等。

(2) 受援体制の構築において検討すべきことの例（主に**受援都県**内市区町村）

- ・ 庁内全体の受援担当の指定。
- ・ 災害対応業務の洗い出し、優先順位の検討及び受援対象業務の整理。
- ・ 各業務のマニュアル化、各業務の受援担当者の指定。
- ・ 民間（ボランティア、NPO法人、物流事業者等）との関係構築、業務委託等に関する協定締結等。
- ・ 応援職員派遣職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る公共施設、ホテル、民宿、**キャンピングカーの停車場所**等の把握、リスト化。

アクションプランの実効性確保のための取組（補足）

個別の災害時応援協定の事前調整

（個別の災害時応援協定の事前調整をせずに職員派遣を行った場合に想定される事態）

- 受援都県のうちA県との組合せとなっている即時応援道府県等のうちB県内のD市は、A県とは別の受援都県のうちC内のE市との間で災害時応援協定を締結している。
- D市は、首都直下地震発災後、個別の災害時応援協定に基づき、ただちにE市に対して15名の職員を派遣した。
- その後、B県からD市に対し、アクションプランに基づくA県への職員派遣の依頼が来たが、既にD市役所内に職員派遣の余裕はなく、断るしかなかった。
- 結果として、B県からA県に対して派遣できる職員数は、想定より15名分不足してしまった。一方、C県としては、組合せとなっている即時応援道府県等からの職員に加えて、15名分増加したことになり、E市以外の市区町村にマンパワーを配することができた。

（備え）



即時応援道府県等内でD市のようなケースが多発すると、被災都道府県の間で応援体制に著しい偏りが生じるおそれが高くなる。したがって、受援都県及び即時応援道府県等いずれにおいても、あらかじめ管内市区町村の個別の災害時応援協定の締結状況及び首都直下地震発災時の対応方針についてあらかじめ確認し、「現地調整会議準備会（仮称）」にも共有しておく必要がある。その上で、即時応援道府県等が、アクションプランに基づく組合せの受援都県に対して派遣できる職員数が著しく少なくなるおそれが判明した場合等には、事前の調整を行うことも視野に入れるべきである。

